

資料 3

「朝鮮民主主義人民共和国における権力後継過程」

動向分析部 中川 雅彦

『アジアトレンド』1993－Ⅲ 第63号

平成5年9月1日発行

金日成から金正日への権力後継を北朝鮮内外の情勢を踏まえて分析し、  
『アジアトレンド』紙上に掲載

# 朝鮮民主主義人民共和国 における権力後継過程

なか がわ まさ ひこ  
**中川雅彦**  
動向分析部



## はじめに

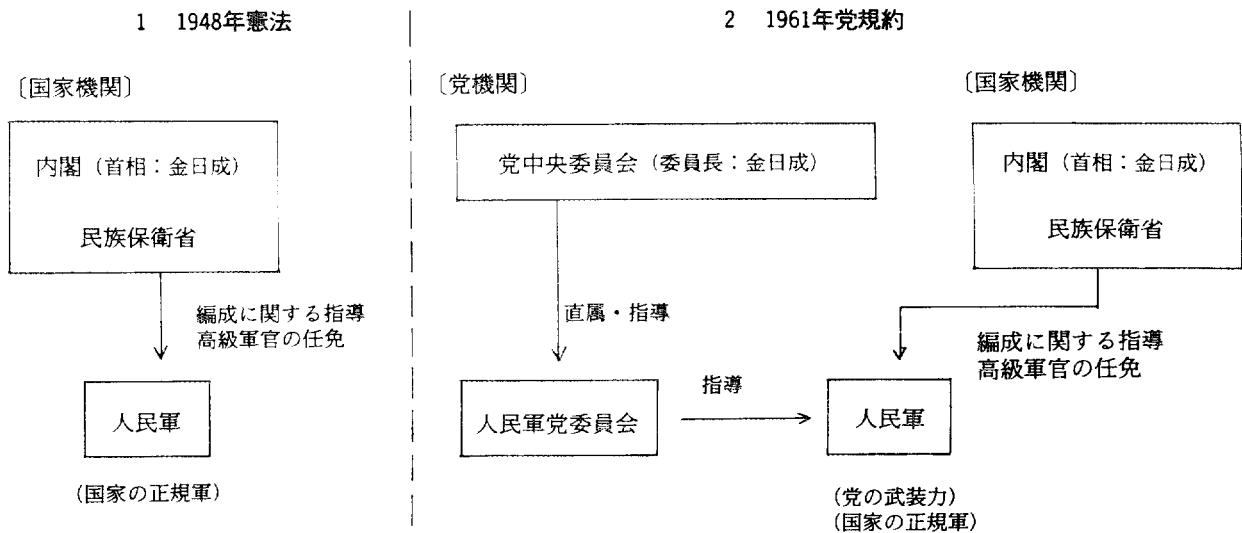
朝鮮民主主義人民共和国(以下、共和国と略す)主席、朝鮮労働党総書記という最高ポストにある金日成は1993年4月15日、81歳となつた。すでに金日成の後継者は長男の金正日となっている。金日成のポストの完全な移譲は、その年齢からみて、今世紀内に行なわれる可能性が高い。

1991年12月24日、金正日は金日成のポストの一つであった朝鮮人民軍(以下、人民軍と略す)最高司令官に、93年4月9日、同じく国防委員会委員長に就任した。金日成から金正日へのポストの継承はまず軍から始められたのである。

軍は官僚組織とともに国家機構の支柱である。共和国の軍には、人民軍、人民警備隊、労農赤衛隊、赤い青年近衛隊があるが、これらの武装力は人民軍最高司令部の指揮下にある。そして、人民軍は国家の武装力であると同時に朝鮮労働党の武装力でもあるという二重の性格を持っている。

人民軍の二重性を検証することは、金正日が受け継ぐべき国家権力の性格を理解するうえでの一つの鍵になるものと思われる。そこで、本稿では、第1に党、軍、国家の関係を人民軍を中心に分析する。そして第2に、後継過程のなかでの金正日書記の軍掌握を位置づけし、最後に後継体制そのものの今後の展望を試みる。

図1 党・軍・国家の関係1



## 1 党・軍・国家の関係

### 1. 党の武装力

1946年8月28～30日、北朝鮮労働党創設大会が開かれた。(北朝鮮労働党は48年に南朝鮮労働党と合党して朝鮮労働党となる。) この大会で採択された党綱領では、「民族軍隊の組織と義務的な軍事徴兵制度を実施すること」がうたわれた。そして、人民軍は48年2月8日に創設された。金日成は人民軍創設に際し、人民軍は、これから創設される国家の「正規軍」ではあるが「実際には長い歴史的な根源を持つ軍隊であり、抗日遊撃闘争の革命伝統と高貴な闘争経験と不屈の愛国精神を継承した栄光ある軍隊」であることを強調していた<sup>(1)</sup>。すなわち、人民軍は、国家の正規軍であるとともに、金日成の「抗日遊撃闘争」を継承した軍隊という二重性を持つことが規定されたのである。この規定は金日成が人民軍創設の時

からその指導的地位を確立していたことを示している。

国家の創設とともに、人民軍は国家の正規軍としての体裁を備えていった。1948年9月9日の建国の際に制定された「朝鮮民主主義人民共和国憲法」(48年憲法)は、共和国の最高主権機関として最高人民会議を設置し、これに内閣を組織する権限を与えた。内閣は、軍に関しては、人民軍の編成に対する指導、高級軍官の任免の権限が与えられた。内閣のなかには人民軍を担当する民族保衛省が設置された。そして、国家が「人民軍を組織する」ということが明文化された(図1の1参照)。人民軍のもう一つの性質である「革命伝統」は、朝鮮戦争(1950～53年)後に強調されるようになる。

朝鮮戦争(1950～53年)後、朴憲永ら南朝鮮労働党派、それに、延安派やソ連派といわれる「宗派主義者」が肅清されるなか、「革命伝統」はまず、党内で強調された。1956年2月

のフルシチョフによる「スターリン批判」の後の党第3次大会では、党規約の最初の改正が行なわれたが(56年規約)<sup>(2)</sup>、この改正で「朝鮮労働党は、わが国の民族的独立と解放のために、日本およびその他の植民地主義者どもに反対して戦った朝鮮人民の革命的伝統の継承者である」という文が加えられた(56年規約第1章)。この「革命的伝統」とは金日成の解放前の活動を意味することが、規約改正の説明に示されている<sup>(3)</sup>。すなわち、この規約改正は金日成が党で決定的な地位を確立したことを見ている。そして、党は人民軍と同じく「革命伝統」の継承者となったのである。

党内の地位を確立した金日成は1958年2月8日、人民軍第324部隊の将兵の前で「朝鮮人民軍は抗日武力闘争の継承者である」という演説を行なった。この演説で金日成は、これまで人民軍が「抗日パルチザンの革命伝統の継承者」であることを、「反動宗派分子たち」が否定しようとしてきたと述べている。金日成はそこで人民軍は、「朝鮮で反帝反封建的民主主義革命と社会主义革命を遂行するための党の革命的武力として、朝鮮労働党によって組織された軍隊」であると述べた<sup>(4)</sup>。ここに人民軍は金日成によって、党の軍隊であることが規定されたのである。

1961年9月16日、党第4次大会では2回目の党規約改正が行なわれ、この規定は党規約にも明文化されることとなった(61年規約)。そして党規約のなかに人民軍に関する章が新たに設けられ(61年規約第8章)、人民軍が「朝鮮労働党の武装力」であるとされた(図1の2参照)。

この規約改正によって、人民軍内の党活動

の執行機関として「朝鮮人民軍総政治局」が設置された(61年規約第8章67)。また、人民軍の各級党组织は、地方党委員会と連携し、「人民軍内の各級党委員会は、必要な場合には、当該党委員会の委員または幹部を駐屯地域の道(直轄市)・市(区域)・郡党委員会の委員または候補委員として推薦することができる」(61年規約第8章68)という権限も付与された。すなわち、人民軍党委員会は各地域の党委員会の業務に関与する権限を持ったのである。すでに1956年の党規約改正によって、党内では「少数は多数に服従し、下部党组织は上部党组织に服従し、全党组织は党中央委員会に絶対服従する」(56年規約)という「民主主義的中央集権制」や、上部党委員会が下部党委員会の幹部を任命できる制度が定められていたが、この61年の規約改正により党中央委員会は、さらに人民軍内の党委員会を通じても各地域の党委員会を統制できるようになったのである。

実際に党中央委員会が人民軍の党委員会を通じて各地域の党委員会を統制することができたかどうかは不明である。しかし、この仕組みは、下部が上部に服従する各級党委員会のネットワークのほかに、人民軍の党委員会を通じたネットワークが存在するようになったことを意味する。こうして、人民軍は国家機関の一つの支柱であるのみならず、その党委員会を通じて党を支える一つの支柱ともなったのである。

## 2. 「党の唯一思想体系」

人民軍党委員会が強い権限を持つにいたったのは、人民軍のなかで金日成の統制がきわ

めてよく機能していたからであろう。1962年10月のキューバ危機やベトナム戦争の拡大など、国際情勢が緊張していたなか、共和国は経済建設と国防建設の並進、また、党は「全軍幹部化」「全軍現代化」「全民武装化」「全国要塞化」という軍事路線を推し進めた。60年代前半におけるこの軍事路線遂行の過程で、人民軍は金日成に最も忠実な機関となったようである。67年3月に金日成は、人民軍のなかには「党の唯一思想体系」が確立していると述べた<sup>(5)</sup>。

党的文献によれば、「党の唯一思想体系」の確立とは、「党内には一つの革命思想、ただ首領の思想だけが支配するようになり、首領のまわりに全党と全人民を団結させ、首領の唯一的領導のもとに革命闘争をくりひろげること」である<sup>(6)</sup>。人民軍のなかに「党の唯一思想体系」が確立したということは、人民軍が金日成の思想と統制に最もよく従う組織となつたことを意味する。

金日成に対する服従は、つづいて党全体に求められた。1967年5月4～8日に開かれた党中央委員会第4期第15次全員会議において、金日成は「全党に唯一思想体系を確立する革新的な措置を講じた」という<sup>(7)</sup>。そして、党に続いて国家機関でも「党の唯一思想体系」の確立が課題となった。67年12月16日、金日成は最高人民会議第4期第1次会議において「朝鮮民主主義人民共和国政府政綱」(十大政綱)を発表したが、政府が党の領導のもとに「思想革命」を進めるにあたり、勤労者のなかに「党の唯一思想体系」を確立することが重要であると述べた<sup>(8)</sup>。「党の唯一思想体系」の確立は党、政府両方の行動指針ともなったので

ある。

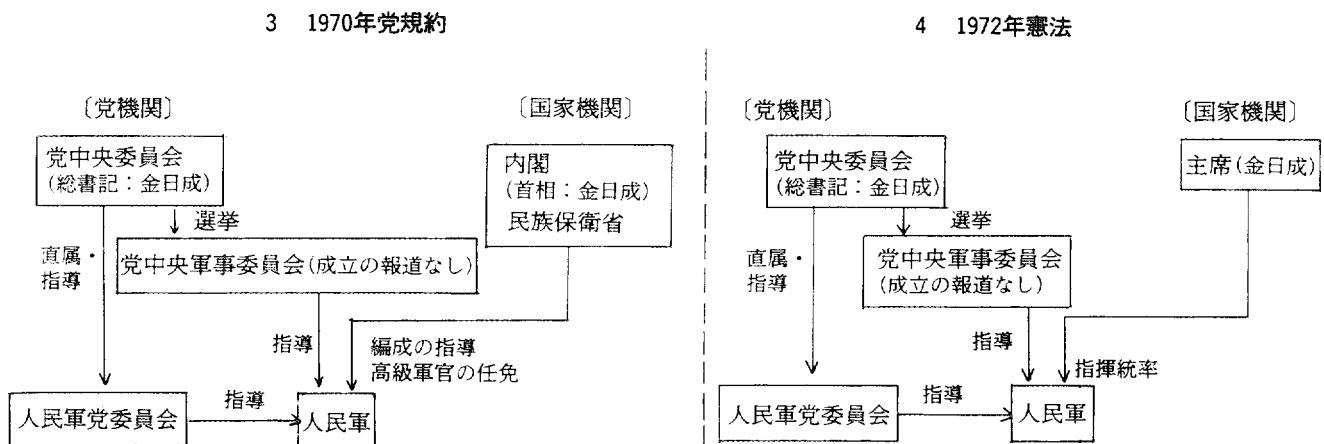
政府の行動指針ともなった「党の唯一思想体系」の確立は党内でさらに強化された。1970年11月の党第5次大会の党規約改正で(70年規約)「唯一思想体系を党内に確立すること」が基本原則として明文化された(70年規約前文)。この規約改正では、党中央委員会に対して政治、経済、軍事の重要部門に「政治機関」を組織する権限が付与された。この「政治機関」とは、党員と勤労大衆に対する政治・教育活動を組織指導し、「各級党委員会の執行部としての機能」を行使するものであるとされている(70年規約第8章)。すでに61年の規約改正で人民軍については「朝鮮人民軍総政治局」という「政治機関」が設置されていたが、70年規約はその機能を、他の重要部門にも設けたものである。前述のとおり人民軍は「党の唯一思想体系の確立」が最も早く実現された組織であった。すなわち、「朝鮮人民軍総政治局」は、人民軍内で「党の唯一的思想体系」の確立に極めて重要な役割を果たしたため、他の重要部門にも「党の唯一思想体系」の確立のための「政治機関」を設ける先例になったと推定される。

また、この70年規約では「朝鮮人民軍総政治局」の役割が明文化されたのみならず、新たに軍全体を指導する党中央委員会軍事委員会(党中央軍事委員会)の設置(70年規約第3章24および27)を定めた(図2の3参照)。

### 3. 金日成の軍隊

1972年に制定された「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」(72年憲法)は、67年の「十大政綱」で発表されたとおりに、国家の活動

図2 党・軍・国家の関係2



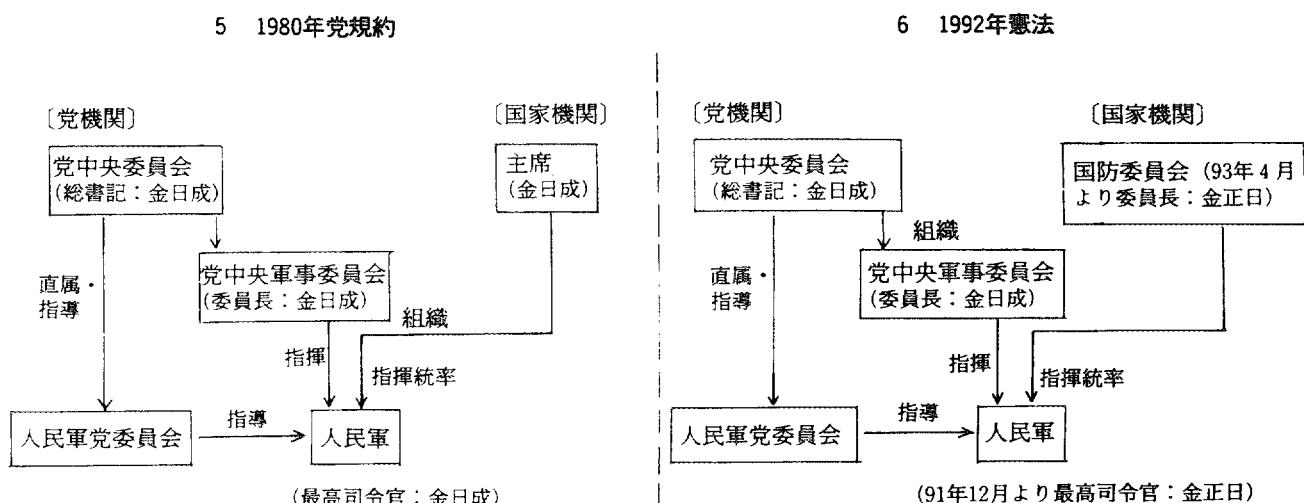
の指導的指針を「マルクス・レーニン主義をわが国の現実に創造的に適用した朝鮮労働黨の主体思想」と、規定した。「主体思想」とは金日成の思想であり、党の思想であるため、これを国家の指導指針とした72年憲法は「党的唯一思想体系」を法的に定めたものといえる。

「党的唯一思想体系」の法制化は国家組織の改編にも現れている。72年憲法では内閣を廃止し、国家主席制をとった。主席は「国家主権の執行機関」である中央人民委員会の首位であり、それを直接指導する。そして中央人民委員会は政務院を指導する。主席と中央人民委員会は「指導機関」であって、政務院は「行政執行機関」である。主席、中央人民委員会、政務院はそれぞれ、自己の活動について最高人民会議に責任を負う。この仕組みによって、主席は、行政すなわち政務院の活動に対する指導についてのみ責任を負うが、政務院の活動そのものに関して直接責任を負わないという、超然とした権威を持つこととなった。

主席は行政に関しては指導する権限を持っているが、軍に関しては指揮権を保持した。72年憲法では人民軍に関する規定が削除され、行政機関すなわち政務院には、軍に関しては「人民武力建設に関する活動を行なう」(72年憲法第108条8) という権限のみ残された。一方、主席は「全般的武力の最高司令官」であり、中央人民委員会のなかにある国防委員会の委員長であり、「国家の一切の武力を指揮統率する」とされた(72年憲法第93条)。人民軍は党的軍隊であるが、この規定により主席が、「全般的武力」の一つである人民軍を統率できることになった(図2の4参照)。また、72年憲法は国防委員会については何の権限も機能も定めていない。人民軍に関する72年憲法の狙いは、人民軍の指揮権を、行政からまったく切り離して、法的に金日成主席に固定することにあった。行政機関や人民軍に関する主席の地位は、日本の明治憲法に定められた天皇の地位に匹敵するものであろう。

国家の制度として人民軍は主席によって指揮統率されることになったが、人民軍は本来

図3 党・軍・国家の関係3



党の軍隊であるはずである。人民軍を党から指導する党中央軍事委員会の委員は、70年規約では、党中央委員会全員会議で選挙されることになっていた（70年規約第3章24）。しかし、1980年の党第6次大会まで党中央軍事委員会の成立は発表されていない。

党组织における人民軍に対する権限の曖昧さは、国家主席としての金日成の人民軍掌握をより確実なものとしたようである。1975年2月7日、人民軍創建27周年慶祝中央報告会が開かれたが、報告者の呉振宇人民軍総参謀長は、人民軍は「金日成同志の軍隊」であると述べた<sup>(9)</sup>。まさに、これによって人民軍が金日成の軍隊であることが公に宣言されたのである。

1980年の党第6次大会では、党组织の上でも金日成の軍掌握が制度化された。この大会では5回目の党規約改正が行なわれたが（80年規約），この改正では党中央軍事委員会の委員は党中央委員会によって「選挙」されるのではなく、「組織」されるとなった（80年規約第

3章24）。おそらく、「組織」されるということは、総書記が委員を事実上指名して党中央委員会全員会議または党大会で承認を得るということであろう。ともかく、党中央軍事委員会はこの大会で「組織」され、その委員長に金日成が就いた。こうして、人民軍の指揮系統は国家と党の双方で金日成に一元化された（図3の5参照）。また、この大会は金正日が初めて公式の席に姿を見せたものであった。

後述するように金正日は、人民軍が金日成の軍隊であることが宣言された年の前年に「全社会の主体思想化」を提起し、また、「党中央」すなわち金正日の「唯一的指導体系」を確立した。そして、公に姿を現したときにはすでに金日成の後継者であることが決定していたのである。

## 2 後継過程

金正日の後継過程は、後継体制の確立、表面化、体制移譲という三つの時期に区分する

ことができる。体制移譲は金日成主席の現在のポストのうち共和国主席が移譲されたときに終了するであろう。ただし、この後継過程は何の障害もなく進行してきたわけではない。

### 1. 後継体制の確立

共和国の文献によると、金正日は1964年春から党中央委員会で働きはじめた。67年5月4～8日に開かれた党中央委員会第4期第15次全員会議では、「反党反革命分派分子の活動が白日のもとにさらされ、粉碎された」が、そこでは金正日の「慧眼とエネルギーな活動」が「決定的な役割」をはたしたという<sup>(10)</sup>。この会議は金日成が「唯一思想体系の確立」を提起した会議でもあった。

1960年代の金正日は党の宣伝煽動部門と文化芸術部門、組織指導部門を掌握していたようである。92年に刊行された『金正日選集1』には64年から69年までの金正日の47本の文献が収録されているが、そのなかにはこれらの部門に関する文献、とくに前2部門に関係する文献が多い<sup>(11)</sup>。そして金正日は、73年9月4～17日に開かれた党中央委員会第5期第7次全員会議で党中央委員会書記となった。つづいて金正日は、74年2月11～13日に開かれた党中央委員会第5期第8次全員会議で党中央委員会政治局委員となり、「敬愛する首領、金日成同志の唯一の後継者」、「主体偉業の偉大な繼承者」、「党と革命の英明な指導者」となった。ただし金正日がこの時期に金日成の後継者となつたことは91年12月まで報道されなかつた<sup>(12)</sup>。金正日は後継者としての地位を、それが既製事実化しない間は、公にならなかつたのである。

金正日書記が党内で後継者の地位を固めた1974年、金日成主席はこの地位をさらに強化する措置をとつた。7月末から8月初めにかけて全国党组织活動家講習会が開かれた。金日成主席は、この講習会参加者に「党事業をいっそう強化することについて」という書簡を送り、そのなかで「全党が党中央の唯一的指導のもとに働く強い組織規律をうちたてることは、党隊列の統一と団結を保障するための重要な条件」であると述べ、「党中央」すなわち金正日に党の実務の指導を行なわせることを明らかにした<sup>(13)</sup>。また75年版の『朝鮮中央年鑑』には「党中央の唯一的指導体系が徹底的に確立した」と記録されていることからして<sup>(14)</sup>、74年には金正日書記の実務指導体制が確立されたといえる。

金正日書記の実務指導体制は、この1974年10月に「70日戦闘」を金正日書記が組織したことによって、強化された。また、金正日書記の実務指導体制は、72年に提唱された「三大革命小組運動」に対し党中央委員会の統一的な指導体系を金正日書記が作ったこと<sup>(15)</sup>、75年12月に始まった「三大赤旗獲得運動」を金正日書記が指導したことによって<sup>(16)</sup>、いっそう強化された。さらに、党の文献によると、74～76年には党组织に大きな変更が加えられたことが述べられている<sup>(17)</sup>。77年には在日朝鮮人の共和国支持団体である朝鮮総連に金正日書記が後継者であることを公式的に示す文書が渡された<sup>(18)</sup>。こうしたことから、党组织における金正日書記の後継体制は74～76年に確立したことがわかる。

## 2. 後継体制の表面化

金正日は、1980年10月に開かれた党第6次大会で、すでに就任していた党中央委員会書記、党政治局常務委員に加えて、党政治局委員、党中央委員会委員、党中央軍事委員会委員という地位に就いた。党的序列は金一、吳振宇に次いで4位であった。この大会は金正日書記が初めて公の席に姿を現したものであり、ここに金正日書記の後継体制の表面化が始まったといえよう。

後継体制の表面化とは、金正日書記が金日成主席の後継者であることを内外に明らかにしてそれを了承させていくことである。すなわち、後継体制の表面化は後継体制の権威確立の作業である。党第6次大会の翌年の1981年11月、金永南政治局委員を団長とする党代表団が中国を訪問した。中国の姫鵬飛副首相が同代表団招宴の席で、「金日成主席の健康と長寿」に引き続き、「金正日書記同志の健康」のために祝杯を挙げた<sup>(19)</sup>。中国はこのときから金正日書記を共和国の後継者として承認する態度を示し始めたといえる。82年4月、鄧小平と胡耀邦が共和国を訪問、9月には金日成主席が中国を訪問し、これ以後、朝中間では党・国家の首脳の往来が活発化した。83年6月には金正日書記自身が中国を非公式訪問したことによって<sup>(20)</sup>、金正日書記の後継体制は中国からの認知獲得作業を終えたと見られる。

金正日書記は、中国非公式訪問の前にすでに序列2位となっていた<sup>(21)</sup>。そのことが明らかになった1983年から、金正日書記の「実務指導」が始まった。

金正日書記の「実務指導」は金日成主席の「現地指導」と同じく、生産や建設の現場を

訪れて、現場で働く人々を直接指導するものである。共和国では金日成主席が行なうものを「現地指導」、金正日書記が行なうものを「実務指導」と呼んで区別していた。金正日書記の経済部門での「実務指導」は、1983年11月29日～12月1日の党中央委員会第6期第8次全員会議の後、活発化した。

この党中央委員会全員会議では、「人民の生活上の要求を円滑に充足させるための課題」と「対外貿易をより拡大することについての課題」が提起された<sup>(22)</sup>。そして、金日成主席は1984年の新年の辞で、「人民生活を画期的に改善する党の方針」について言及した<sup>(23)</sup>。つづいて1月25～26日の最高人民会議第7期第3次会议では「南南協力と対外経済事業を強化し、貿易をいっそう発展させるために」という報告が決定として採択され、資本主義諸国との貿易拡大の意欲が表わされた。

人民生活向上と対外貿易拡大という二つの方針が打ち出された後、金正日書記は1984年2月16日、党中央委員会責任幹部協議会を召集し、「人民生活をさらに向上させることについて」という演説を行なった。この演説では、農業生産増大、軽工業革命、サービス革命が強調されたが、このうち軽工業革命は、原料輸入のための「多額の外貨」の獲得についても論じられ<sup>(24)</sup>、対外貿易拡大の方針との関連をうかがわせる。

金正日書記は軽工業革命の指導に積極的であった。1984年3月31日、金正日書記は、軽工業製品を視察し、「人民生活に必要な軽工業製品の種類を増やし、その質をいっそう高め、人民生活を向上させるのに、より大きな前進を果たすことについての課題」を提示した<sup>(25)</sup>。

4月24日，金正日書記は平壤市内の商店を視察，「商業サービス活動を改善する方途」を明らかにした。6月21日には輸出品の展示場を視察した。また，8月3日，軽工業製品展示場を視察，消費財生産を「全群衆的に高める運動」を教示した。この運動は「8月3日人民消費品生産運動」といわれるがこの運動によって全国で「家内作業班」，「副業班」，「家内便宜奉仕隊列」が増えた。また，地方に日用品の直売店が設けられるようになった<sup>(26)</sup>。こうした軽工業革命に関する「実務指導」は，人民生活の向上における金正日書記の役割を，人民の中に印象づけることを狙ったものと解釈できよう。

金正日書記の「実務指導」は軽工業革命についてのみ行なわれたのではなかった。1984年は金日成主席がソ連・東欧諸国を公式訪問した年でもあり，金正日書記は，「優先部門」あるいは「先行部門」といわれる石炭，電力，金属および鉄道の各部門に対する金日成主席の「現地指導」を代行することとなった。5月15～18日，金正日書記は清津市，咸鏡南道・北道の各経済部門を「実務指導」した。このように「先行部門」に対する「現地指導」が金正日書記の「実務指導」で代替されたことは，後継者としての金日成書記の地位を経済部門の人々にさらに印象づけることになったようである。

金正日書記は，金日成主席の職務を代替することのできる地位にあることが明らかになったところで，軍をも指導していることが明らかになった。白鶴林上将は『労働新聞』1984年7月26日の寄稿論文で「人民軍の強化発展のための活動を賢明に領導」していると発表

した。

金正日の軍の指導が明らかになったころ，ソ連も後継体制を認知するようになってきた。これには，金日成主席のソ連・東欧訪問が効をなしたようである。1984年9月24日，金正日書記はシュブニコフ駐朝ソ連大使と会見，11月23日に，訪朝したカピツツア外務次官と会見した。翌85年5月8～12日，朝鮮人民軍飛行隊とソ連極東管区空軍飛行隊との相互訪問が行なわれた際，ソ連軍側は国防省から金正日書記あての贈物を渡した。これによってソ連も人民軍の指導者となっている金正日書記の後継体制に対する認知を示したのである。

### 3. 体制移譲の開始

『労働新聞』1985年1月24日は，「党の血統継承に関する問題」が金正日書記によって「輝かしく解決された」と発表した。金正日書記は，前述のように，すでに経済で金日成主席の現地指導を代行し，また軍の指導権を獲得していた。この上に，金正日書記は金日成主席の「主体思想」と「革命伝統」を継承する者として宣言されたのである。

金日成主席の権威の継承者であることが明らかになった金正日書記は，1990年にいたつて初めて国家機関のポストを占めるようになった。90年5月24日の最高人民会議第9期第1次会议は国防委員会を組織し，その委員長には憲法の規定どおり金日成主席が，そして第一副委員長に金正日書記が就任した。金正日書記は軍事で金日成に次ぐ地位を獲得したのである。ただし，前述したように72年憲法では国防委員会の機能や権限についての規定はなかった。

金正日書記が軍を指揮する権限を獲得したのは1991年12月25日、党中央委員会第6期第19次全員会議で人民軍最高司令官に「推戴」されてからである。金日成主席は金正日書記に自らの人民軍最高司令官のポストを移譲したのであり、体制の移譲はここに始まったといえる。それは、金正日書記の軍の実権獲得がすでに完了しており、その権威づけの作業もすでに相当の成果を挙げていたことを示している。

翌1992年に入ると体制移譲は次の段階に入った。4月8日の最高人民会議第9期第3次会议で憲法が改正された(92年憲法)。この改正により、主席の権限から軍に関する規定が削除され、国防委員会が「最高軍事指導機関」としての権限を持つようになった。国防委員会はそれまでの主席に代わって、「全般的武力」を「指揮統率」することになったのである(92年憲法第6章第3節)。4月13日、党中央委員会、党中央軍事委員会、共和国国防委員会、中央人民委員会は金日成主席に共和国大元帥の称号を授与、20日に金正日書記に共和国元帥の称号を授与した。そして93年4月9日、最高人民会議第9期第5次会议で金正日書記は国防委員会委員長に「推戴」された(図3の6参照)。

金正日書記は主席の指導を離れた国防委員会委員長として、また人民軍最高司令官として、事実上軍の最高位にあるといえよう。一方、金日成主席は党中央軍事委員会委員長として人民軍を金正日書記の上から指導・指揮する権限を持っていることになってはいる。しかし、党中央軍事委員会の人事構成は1980年以来変化がなく、党内の序列の変化も反映

していないため、同委員会の権限や機能はもはや形式的なものにすぎないと推定される。この党中央軍事委員会委員長のポストを金正日書記が譲り受けたとき、人民軍は名実ともに「金正日の軍隊」となるのであろう。

#### 4. 後継過程の阻害要因

金正日が政治で活躍を始めたのは、前述のように1967年5月の党中央委員会第4期第15次全員会議からであった。この会議では「甲山派」といわれる李孝淳、金道満らが「ブルジョア分子、修正主義分子」として肅清された。以後、路線上の大きな対立による肅清は行なわれていない。

1967年以後の肅清で大きなものは、69年1月の人民軍党第4期第4次全員会議拡大会議において金昌奉、許鳳学ら「軍閥官僚主義者」に対して行なわれたものがある<sup>(27)</sup>。公式的に「反党反革命分子」としての肅清はこれ以後発表されていない。70年の党第5次大会までに金日成に反対した勢力あるいは反対するおそれのある勢力は一掃されたと推測される。

金正日は「反党反革命分子」の一掃に貢献する過程で党组织や軍における自己の勢力を強化してきた。また、1970年代の「三大革命小組運動」や「三大革命赤旗獲得運動」の指導によって経済幹部に影響力を及ぼしてきた。72年には党員証の再発行を通じて全党員の思想点検が行なわれたが、ここでも金正日に反対するおそれのあると見なされた者は党から除去されたであろう。75年3月7日に、金日成主席夫人で金正日の繼母である金聖愛朝鮮民主女性同盟委員長が、金正日の生母の金正淑を「不撓不屈の共産主義革命闘士であり、

わが国の女性解放運動の先駆者であられる朝鮮の偉大な母」と贅美したことによって<sup>(28)</sup>、金正日書記の家庭内の地位も金日成主席に次ぐものであることが間接的に確認された。80年の党第6次大会までに国内で金正日に反対するか反対するおそれのある人物はそのほとんどが牙を抜かれたと推定される。

1980年以後の後継体制の阻害要因は、国内政治上の要因ではなく、むしろ政治体制全般にかかる要因であろう。一つは経済の不振であり、もう一つは国際環境である。ポーランドでは80年7月1日の食肉の値上げがグダニスクをはじめとする工業地帯の大規模なストライキにつながり、81年12月13日には非常事態が宣言されるにいたった。共和国の党・国家の指導者たちは社会主義体制においても人民生活の悪化が体制危機をもたらすということに神経を使い始めたことは想像に難くない。

金正日書記は、前述のとおり1984年から人民生活の向上のために積極的な指導を行なっている。しかし、金正日書記の指導は84年に穀物生産や軽工業革命で一応の成果を見せたようであるが、全般的な経済不振を脱却するところまで導くものとはなっていない。93年を最終年度とする第3次7カ年計画も期限内達成は困難な状況にある<sup>(29)</sup>。

経済不振の継続のうえに、1980年代末には社会主義陣営の消滅という事態が起こった。89年の東欧諸国における社会主義政権の崩壊は社会主義イデオロギーの敗北であったが、とりわけ11月9日、東ドイツが国境を開放し、ベルリンの壁が事実上消滅したことは、ワルシャワ条約機構軍の無力さを露呈した。朝鮮

労働党および国家の指導者たちは、自国の社会主義イデオロギー統制にいっそう積極的になつた。結局、東欧での社会主義イデオロギーの敗北は朝鮮半島の北半部まではおよんでもこなかった。それだけ、人民軍を含む朝鮮労働党のイデオロギー装置は強力だったのである。

社会主義陣営の崩壊は共和国国内に対する影響よりも、共和国の対外関係に大きな変化をもたらした。東欧諸国は社会主義を放棄した後、韓国と国交を結んだ。1990年9月にはソ連も韓国と国交を結んだ。そして、92年8月には、共産党の一党独裁を堅持している中国も韓国と国交を結んだ。韓中國交正常化は、政治的イデオロギーの共通性が国際政治の力学のなかでもはや意味を持たなくなっていたことを明瞭にした。

国際環境の変化によって、共和国はその対外政策の主要目標を修正することを余儀なくされた。社会主義陣営が消滅し、また、政治的イデオロギーの共通性が国家間の関係を維持できなくなった現在、1980年代前半に獲得した中国やソ連からの後継体制認知はその意味を失った。ただし、国内では後継体制は強力に築かれている。そこで対外政策の主要目標は、従来敵対関係にあった資本主義諸国に「内政不干渉」の原則を認めさせることである。その狙いは、後継過程を「国内問題」としておくことによっていわゆる「自由民主主義」の基準が共和国に押しつけられることを避け、後継過程を完結することにある。

1993年6月12日、最大の敵対国であるアメリカに対して、「朝米共同声明」でこの「内政不干渉」の原則を明文化した<sup>(30)</sup>。共和国はア

メリカとこの声明をまとめるにあたり、規定の方針であった核拡散防止条約（NPT）脱退を<sup>(31)</sup>留保するという譲歩をした。

対外関係のみならず、南北関係（韓国との関係）でも「内政不干渉」の原則確立の作業は行なわれている。1991年12月13日、「北南間の和解と不可侵および協力・交流に関する合意書」が結ばれ、この原則がうたわれた。「内政不干渉」の原則の確立作業はこのようにそれなりの成果を見せてきたといえる。

### 3 後継体制の現段階

人民軍は国家の正規軍であるとともに、「革命伝統」の継承者という二重の性格を創設当初から持っていた。金日成は党内で決定的地位を占め、党も「革命伝統」の継承者とし、人民軍を党の軍隊とした。これによって人民軍の二重性は、国家の軍隊でありながらも党の軍隊であるという二重性に入れ替わった。そして「民主主義的中央集権制」の確立した各級党组织を、人民軍内の党组织を通じても統制できるようにした。さらに憲法改正によって国家機構のうえで、人民軍を行政から切り放し、金日成の直接的指揮下においた。こうして、人民軍は「金日成同志の軍隊」であると宣言されるにいたった。党组织のうえでも金日成は党中央軍事委員会委員長となり、国家、党の双方で軍の権限は金日成に一元化された。

人民軍が金日成の軍隊となった頃、金正日の後継体制が確立した。金正日書記は軽工業革命の指導や「実務指導」を行なうことによって、後継体制の表面化、すなわち権威強化

を進め、また1984年には金正日書記が人民軍を指導していることが明らかにされた。91年には金正日書記は人民軍最高司令官となり、93年には、主席の指導をはずれた共和国国防委員会委員長となったことによって、人民軍の金日成の軍隊から金正日の軍隊への実質的な移行はほぼ終了したようである。金正日書記が国家と党の双方の支柱の一つである軍を掌握したことは、後継体制が国内政治においてはきわめて強力なものとなっていることを示している。

後継体制の強さは、政治体制全般が危機に陥らない限り、後継過程を今後スムーズに進行させることを保障する。すなわち、後継過程は、もはや国内のいかなる政治勢力も人物も、金正日書記が存在する限り、その障害ではなくなったという段階にある。

現段階における後継過程の障害物は、国内の政治勢力よりも、むしろ経済の不振および外国や韓国からの影響といった政治体制全般にかかわる問題である。後者については声明や合意書のかたちで「内政不干渉」の原則を強調し、それなりの成果を挙げている。問題はむしろ前者である。

経済不振の継続は、人民生活悪化による政治的危機をもたらす危険がある。ただし、経済の不振がいつ、どのように政治的危機をもたらすのかは予測困難である。しかし、当面は、人民軍を含めたイデオロギー維持機構は健在であるため、経済の不振は政治的不満をもたらすこともあろうが、後継過程が完結するまでは大きな政治的危機にまで発展することはないであろう。だが、経済不振克服という課題は後継過程終了後も、政治体制全般の

問題として継続するであろう。

- (1) 『金日成著作選集』〔朝鮮語〕朝鮮労働党出版社 平壌 1967年 185～192ページ。
- (2) 党規約は次のものをテキストにした。  
46年規約：『原資料で見た北韓』〔朝鮮語〕(『新東亜』1989年1月号別冊付録) 47～50ページ。  
56年規約：『朝鮮労働党第3回大会文献』外国文出版社 平壌 1956年 441～461ページ。  
61年規約：『北韓関係資料集』〔朝鮮語〕共産圏問題研究所 ソウル 1973年 842～855ページ。  
70年規約：『北朝鮮研究』1979年9月号 47～65ページ。ただし、ロシア語からの翻訳である。  
80年規約：『原資料で見た北韓』341～354ページ。
- (3) 『朝鮮労働党第3回大会文献』412ページ。
- (4) 『金日成著作集12』〔朝鮮語〕朝鮮労働党出版社 平壌 1981年 63～77ページ。
- (5) 『金日成著作集21』〔朝鮮語〕朝鮮労働党出版社 平壌 1983年 137～138ページ。
- (6) 『朝鮮労働党歴史』〔朝鮮語〕朝鮮労働党出版社 平壌 1991年 432ページ。
- (7) 『金日成主席革命活動史』外国文出版社 平壌 1983年 429ページ。
- (8) 『金日成著作選集4』〔朝鮮語〕朝鮮労働党出版社 平壌 1968年 549ページ。
- (9) 『朝鮮中央年鑑 1976年』〔朝鮮語〕朝鮮中央通信社 平壌 1976年 302ページ；『労働新聞』1975年2月8日。
- (10) 『金正日指導者』外国文出版社 平壌 1990年 27～31ページ。
- (11) 『金正日選集1』〔朝鮮語〕朝鮮労働党出版社 平壌 1992年 1～8ページ。

- (12) 鐸木昌之『北朝鮮——伝統と社会主义の共鳴』東京大学出版会 1992年 84～85ページ；『朝鮮労働党歴史』473ページ；『労働新聞』1991年12月25日。
- (13) 『朝鮮労働党歴史』479～480ページ；『金日成著作選集7』〔朝鮮語〕朝鮮労働党出版社 平壌 1978年 82ページ。
- (14) 『朝鮮中央年鑑 1975年』253ページ。
- (15) 『朝鮮労働党歴史』489ページ；『金日成革命活動史』503ページ。
- (16) 『金日成革命活動史』516ページ；『金正日指導者』78～80ページ。
- (17) 『朝鮮労働党歴史』478ページ。
- (18) 「金正一擁立に関する総連中央の幹部學習提綱」(『北朝鮮研究』1977年3月号) 56～73ページ。
- (19) 『朝鮮通信』1981年11月24日。
- (20) 『人民日報』1983年7月8日。
- (21) 『労働新聞』1983年4月14日。
- (22) 『労働新聞』1983年12月2日。
- (23) 『労働新聞』1984年1月1日。
- (24) 『月刊朝鮮資料』1990年2月 10～23ページ。
- (25) 『労働新聞』1984年4月1日。
- (26) 『朝鮮労働党歴史』580ページ。
- (27) 『金正日選集1』415～425ページ；『金日成著作集24』〔朝鮮語〕朝鮮労働党出版社 平壌 1983年 239～288ページ。
- (28) 『労働新聞』1975年3月8日。
- (29) 『アジアトレンド』59号 1992年 56～57ページ。
- (30) 『労働新聞』1993年6月13日, および *Korea Herald*, 1993年6月13日。
- (31) 共和国の立場については拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の核拡散防止条約脱退宣言」(『アジアトレンド』62号 1993年) 18～25ページ参照。